

一般廃棄物等処理業務仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

香川県三豊合同庁舎一般廃棄物等処理業務

(2) 履行場所

香川県観音寺市坂本町七丁目3番18号 香川県三豊合同庁舎

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 対象業務

本仕様書の対象業務は、次のとおりとする。

- ① 一般廃棄物（可燃物）処理業務
- ② 古紙等処理業務

2 仕様

(1) 業務内容

①一般廃棄物（可燃物）処理業務

香川県三豊合同庁舎（以下「三豊合同庁舎」という。）から排出された一般廃棄物（可燃物）を三豊合同庁舎の集積場所等から週5回以上回収し、観音寺市指定の処分場まで運搬して適正に処理する。

なお、業務にあたっては廃棄物の処理および清掃に関する法律及び関係法令等を遵守すること。

※年間見込数量 10,000 kg

②古紙等処理業務

リサイクルの推進を目的とし、三豊合同庁舎から排出された専ら再生利用の目的となる廃棄物（以下「古紙等」という。）を三豊合同庁舎の集積場所等から回収し、自ら処分し又は資源回収業者等に引渡して処分する。

なお、回収周期等は次表のとおりとする。

区分	内容	回収周期	年間見込数量
古紙	新聞、雑誌、再生紙、その他再生可能な紙類	月1回以上	8,000 kg
	ダンボール		1,500 kg
空き缶等	アルミ缶、スチール缶、空きビン、ペットボトル	月1回以上	1,000 kg

(2) 業務の記録

次の管理用記録書類を整備し保管する。

- ①作業計画・報告書類
- ②業務記録
- ③施設管理担当者との打合せ記録簿

(3) 作業計画及び業務責任者

業務の実施にあたり作業計画の作成、業務責任者の選任を行い、書面をもって提出する。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

(4) 業務条件

- ①一般廃棄物（可燃物）処理業務

業務の実施可能時間帯は原則として次のとおりとするが、支障のある場合又は2トンを超える大型車両を使用する場合は委託者と協議する。実施日は、委託者と協議する。

ア 平日（開庁日：月曜日～金曜日（休日を除く））

午前7時30分から午後5時まで

イ 休日（閉庁日：土・日曜日及び休日、年末年始（12月29日～1月3日））

午前8時から午後5時まで

②古紙等処理業務

業務の実施可能時間帯は原則として次のとおりとするが、支障のある場合又は2トンを超える大型車両を使用する場合は委託者と協議する。実施日は、原則として月末とする。

平日（開庁日：月曜日～金曜日（休日を除く））

午前8時30分から午後5時まで

(5) 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は受託者の負担とする。

(6) 報告

1ヶ月ごとに、回収した廃棄物の処理量を廃棄物の区分別に報告すること。

(7) 業務の検査

委託者の指示に従い支払いに伴う履行検査を受ける。

(8) 駐車場の利用

施設内の駐車場を利用できる。

(9) 受託者の負担の範囲

受注者の負担の範囲は次による。

- ①業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
- ②業務の実施に必要な工具、計測機器等（機器に附属しているものを除く）
- ③業務に必要な消耗部品、材料、油脂、燃料等
- ④文具等の事務消耗品
- ⑤日誌及び報告書の用紙、記録ファイル
- ⑥処分場の処分手数料等
- ⑦受注者が古紙等を資源回収業者等に引渡し処理する場合の処理費用等

(10) 支払方法

四半期ごとに、それぞれの業務期間終了後、業務の履行を確認のうえ、受託者の請求に基づき支払う。

(11) その他

- ① 業務を行う者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行う。
- ② 受託者は、業務上知り得た委託者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。
- ③ 従事者の身元責任は、一切受託者の責任とする。
- ④ 受注者は、各業務の実施に当たって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。
- ⑤ 本仕様書及び業務別仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても保守管理上当然に必要な事項については、受託義務の範囲に含まれるものとする。

なお、疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決めるものとする。